

新型コロナウイルス感染症に関するよくあるご質問 (Ver.1.00)

<自動車保険>

Q. 自動車の使用目的を「日常・レジャー」で契約しています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、一時的に通勤に車を使用していますが、事故に遭った場合、補償されますか？

A. はい、補償されます。

ご契約の自動車の通勤での使用頻度が、年間を通じて月 15 日に満たない場合、使用目的は「日常・レジャー使用」となりますので、保険金をお支払いいたします。

また、ご契約の自動車での通勤が、新型コロナウイルス感染症が終息するまでの一時的なものであれば、使用目的の変更は不要です。

ただし、今後も 1 年間を通じて月 15 日以上通勤で使用する予定であれば、使用目的を「日常・レジャー」から「通勤・通学」に変更する必要があります。

(参考リンク先)

[自動車の使用目的を「日常・レジャー」で契約しています。たまたま通勤に車を使用し事故を起こした場合、補償されますか？](#)

[自動車の使用目的を「日常・レジャー」で契約しているのですが、週に何度か通勤で使用しているときの事故も補償されますか？](#)